

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）
諏訪地区）計画を変更することについて令和5年7月26日認可した。

令和5年8月4日

香川県知事 池 田 豊 人